

# 「育てられる人」から「育てる人」への成長

(1) 子育てに必要な知識や技能の習得と自己の育ち

親は、子育て・家庭教育について第一義的責任を有する



すべての親が、子どもの育て方を初めから知っているわけではない。



子どもの発達段階に応じたかかわり方についての学習が必要

## ア 市町村等が実施するライフステージごとの主な学習機会や制度等

時期	○学習機会等 ◇制度等	備考（内容等）
妊 娠 期 ・ 胎 児 期	○母子健康手帳交付 (母子手帳)  © 東京法規出版	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠届けを市町村に提出した際、交付される。妊婦の健康・妊娠中の記録、出産・産後の記録、子どもの発育等を記録するページのほか、妊娠・出産・育児に関する様々なアドバイスや保健の制度等について紹介。</li> <li>※ 本県では、公益財団法人母子衛生研究会が発行する副読本も、同時配布（無料アプリ版あり）</li> </ul> 
	○父子手帳配布 (イクメンLINE)	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化対策の一環として、男性の積極的な育児参加を促進するために、鹿児島県が作成したもの。妊婦をサポートや育児のアドバイスを紹介。</li> </ul> 
	◇妊婦健康診査 (妊婦健診)	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦人科等の病院で、母体と胎児の健康状態を定期的に確認する。</li> </ul>
	◇妊婦健康診査受診票交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険外適用外である妊婦健診の受診費用(5,000円～15,000円)を市町村が負担する。</li> <li>※本県は全市町村において14回分を負担</li> </ul>
	○母親学級・両親学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が地域の保健所・保健センターで実施、妊娠・出産についてのくわしい知識や出産の準備についての学習、お風呂の入れ方の実技指導等、育児の実用的な情報を学習できる。</li> <li>※ 地域の保健所・保健センターで行われる自治体主催のもの他、産婦人科等の病院でも実施</li> </ul>
	◇○妊婦訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健師や助産婦が妊婦家庭を訪問し妊娠中の日常生活のアドバイスや悩み事の相談にのる。</li> </ul>
	◇妊婦通院休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦の方が保健指導または健康診査を受けるために通院する場合、妊娠週数に応じて取得できる休暇</li> <li><input type="checkbox"/> 妊娠23週まで→4週に1回</li> <li><input type="checkbox"/> 妊娠24週～35週→2週に1回</li> <li><input type="checkbox"/> 妊娠36週～出産→1週に1回</li> </ul>

産前・産後期	◇産前・産後休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法に基づき、取得できる。 産前は、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週）からの申し出た期間 産後は、出産日から8週間まで。</li> </ul>
	◇○新生児・産婦訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健法第11条に定められた事業。主に新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防など育児上重要な事項の指導を目的として、生後28日以内（里帰りの場合は60日以内）に保健師や助産師が訪問する。</li> </ul>
（一歳まで） 乳児期	◇1か月児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児の発育状況を確認するとともに、産婦の産後の回復状態も確認する。保健所等で実施。</li> </ul>
	◇○こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法第6条の3第4項に定められた事業。主に ①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ②子育て支援に関する情報提供③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整を行う。生後4か月を迎える日までの乳児がいる全家庭が対象。</li> </ul>
	◇育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務している人が、1歳に満たない子を養育する場合に取得できる。（妊婦が専業主婦でも取得可）一人の子につき1回限り、連続したひとまとまりの期間で、男性も女性も取得できる。育児休業をしない場合、勤務時間の短縮等の緩和をする措置もある。</li> </ul>
幼児期（就学前）	◇乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の保健所や市町村の保健センター等で実施。 1歳6か月健診、3歳健診、2歳児歯科健診等</li> </ul>
	○乳幼児学級（家庭教育学級）	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や幼稚園・保育園等で実施されている。名称が「家庭教育学級」の場合もある。</li> </ul>
	○子育て講座	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村主催の子育てに関する講座。公民館等で実施されている。開催の案内は、市町村の広報紙等にか掲載されている。</li> </ul>
	○◇就学時健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前に、市町村が実施する。子育て講座も同時開催される場合もある。</li> </ul>
	○小学校入学説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学予定の学校で実施する。子育て講座が同時開催される場合もある。</li> </ul>
学童期・中高生期	○家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>親等が家庭教育に関する学習を、一定期間にわたって、計画的、継続的かつ集団的に行う事業。市町村の事業として、各小・中学校(幼稚園・保育園等)を単位として開設・実施されている。 ※ 学習で使用できる参加型学習教材「世代別学習プログラム」もある（県教育委員会作成）</li> </ul>
	○中学校入学説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学予定の学校で実施する。子育て講座が同時開催される場合もある。</li> </ul>
	○ その他、PTA、おやじの会、子ども会、NPO法人などの団体が実施する学習会などもあります。	